

契約保証について

- ……請負に付する金額が500万円以上の請負工事の場合、契約を締結するにあたり、契約金額の10分の1以上の額の契約保証を要します。
 原契約・変更契約いずれも、落札日もしくは変更見積日を含んで5日以内に契約保証をとる必要があります。
 下記の中から、いずれか1つを選択していただきます。

- ①契約保証金の納付(現金による納付)
 ……工事請負金額の10分の1に相当する契約保証金を常総工事事務所に御持参ください。
- ②東日本建設業保証株式会社発行の保証証書
 ……現在、最も一般的に選択されている方法です。
- ③上記以外の前払保証事業会社による保証
- ④公共工事履行保証証券による保証
 ……受注者が保証会社等と保証委託契約を締結し、「公共工事履行保証証券」を発注者に提出します。
- ⑤履行保証保険契約の締結(定額てん補特約付)
 ……発注者と受注者との間の工事請負契約を前提として、受注者と保険会社との間で発注者を被保険者とする保険契約を締結し、「履行保証保険証券」を発注者に提出します。なお、履行保証保険が予定された違約金の機能を果たすため、請負金額の10分の1以上の定額てん補特約を付してください。
- ⑥銀行等金融機関による保証

契約保証の要否について

| 契約保証の種別 | | 当初請負契約時 | 変更請負契約時 | |
|---------|-----------------------|---------|------------------------|-----------|
| | | | 当初請負契約に対して3割以上増額変更する場合 | 工期を延長する場合 |
| ① | 契約保証金の納付(現金による納付) | 要 | 変更要 | 変更不要 |
| ② | 東日本建設業保証株式会社発行の保証証書 | 要 | 変更要 | 変更不要 |
| ③ | 上記以外の前払保証事業会社による保証 | 要 | 変更要 | 変更要 |
| ④ | 公共工事履行保証証券による保証 | 要 | 変更要 | 変更要 |
| ⑤ | 履行保証保険契約の締結(定額てん補特約付) | 要 | 変更要 | 変更不要 |
| ⑥ | 銀行等金融機関による保証 | 要 | 変更要 | 変更要 |